

平成27年(ワ)第35号 執行官の処分に対する執行異議申立事件

(基本事件：平成27年(執イ)第14号 動産執行申立事件)

決 定

和歌山市十番丁72 カサ・デ まるのうち201

申 立 人 吉 田 益 夫

和歌山市六番丁24番地 ニッセイ和歌山ビル11階

相 手 方 豊 田 泰 史

同 代 理 人 弁 護 士 太 田 達 也

同 重 藤 雅 之

主 文

- 1 本件申立てを却下する。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

理 由

- 1 本件申立ては、申立人が、相手方を債権者、申立人を債務者とする動産執行申立事件（基本事件）において、担当執行官が差し押さえた別紙差押物目録記載の各物件（以下、順に「本件物件1」ないし「本件物件12」といい、併せて「本件各物件」という。）がいずれも民事執行法131条6号の差押禁止動産に該当するとして、本件各物件に対する差押えの解除を求めるものである。
- 2 一件記録によれば、申立人は、ホスティングサービス、電子掲示板サービス、情報配信サービスなどを提供する和ネット、和ネットニュースなどの名称の電気通信事業（以下「本件電気通信事業」という。）を営んでおり、主としてサイトの広告収入により生計を立てていること、申立人は、平成27年4月7日当時、自己の住居において、本件電気通信事業のサーバーとして本件物件4ないし本件物件9を使用し、本件電気通信事業のコンテンツの製作等をするために本件物件10ないし本件物件12を使用していたこと、基本事件の担当執行官は、同日、申立人の住居において、本件各物件を差し押さえたこと（ただし、

本件物件4ないし本件物件11のパソコンについてはハードディスクを取り外して申立人に交付している。)、申立人は、本件各物件の差押えがされた後、本件電気通信事業に係るサービスを提供できていないこと、申立人は、インターネットの投稿サイトであるツイッターに、本件申立ての進捗状況や本件電気通信事業に関する記事を投稿しているところ、平成27年4月12日には「今週中に決定が出るかどうか?なので、異議が通らないときには、すぐにVPSに移行できるように、準備を進めています。」、同月15日には「HDから、サーバーが立ち上がることを確認。ftpでファイル転送できるので、VPSにデータは送ることができます。VPS移行への準備も粛々と進んでいます。」「明後日に動きがあれば、VPSで和ネット再稼働としても、来週の水曜日ぐらいには再稼働できると思います。」、同月16日には「5月1日に競売がありますので、競売でサーバーが流れたら、裁判所の決定が出ずとも、VPSに晴れて移行です。最遅、連休明けと言っていたが、最遅連休中というのが、今の状況です。」との記事を投稿していることが認められる。

上記事実によれば、申立人は、本件物件4ないし本件物件12を使用して本件電気通信事業を営んでおり、これらの差押えがされた後は本件電気通信事業に係るサービスを提供できていないものの、申立人のツイッターにおける上記投稿記事の内容からすると、申立人としては、VPS(仮想専用サーバ)を利用することで本件電気通信事業に係るサービスを提供することができ、現にその準備をしているものと認められるから、本件物件4ないし本件物件12が本件電気通信事業に欠くができない器具であるとまでは認められない。

また、申立人は、本件物件1及び本件物件3がコンテンツ作製の打合せに必要であり、本件物件2については本件物件10を収容して操作するために必要であるとも主張するが、本件物件1及び本件物件3がなければ打合せができないとは考え難いし、本件物件2がなければパソコンの操作をすることができないとも考え難いから、本件物件1ないし本件物件3が本件電気通信事業に欠く

ことができない器具その他の物に該当するとも認められない。

したがって、本件各物件はいずれも民事執行法131条6号の差押禁止動産に該当するとは認められない。

3 以上によれば、申立人の本件申立てには理由がないから、これを却下することとして、主文のとおり決定する。

平成27年4月24日

和歌山地方裁判所民事部執行係

裁 判 官 山 下 隼 人

(別紙)

差 押 物 目 録

番号	差 押 物	数 量
1	テーブル	1
2	パソコンラック	1
3	折りたたみイス	2
4	タワー型PC (サーバーとして利用。ハードディスク取り外し済み) (HP製。192. 168. 1. 125と記載されたもの)	1
5	タワー型PC (サーバーとして利用。ハードディスク取り外し済み) (HP製。192. 168. 1. 50と記載されたもの)	1
6	タワー型PC (サーバーとして利用。ハードディスク取り外し済み) (HP製。192. 168. 1. 100と記載されたもの)	1
7	タワー型PC (サーバーとして利用。ハードディスク取り外し済み) (HP製。192. 168. 1. 75と記載されたもの)	1
8	タワー型PC (サーバーとして利用。ハードディスク取り外し済み) (HP製。192. 168. 1. 25と記載されたもの)	1
9	タワー型PC (サーバーとして利用。ハードディスク取り外し済み) (富士通製。192. 168. 1. 200と記載されたもの)	1
10	デスクトップPC(富士通製。ハードディスク取り外し済み) (シリアルNO. MA6700642)	1
11	デスクトップPC(エプソン製。ハードディスク取り外し済み) (製造番号 L5Q000051)	1
12	ディスプレイ(DELL製)	1

以上

これは正本である。

平成27年4月24日

和歌山地方裁判所

裁判所書記官 玉置 哲

